

近隣住民等説明会の運用基準について

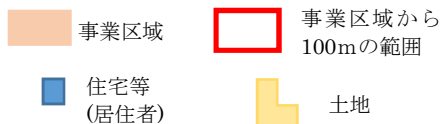
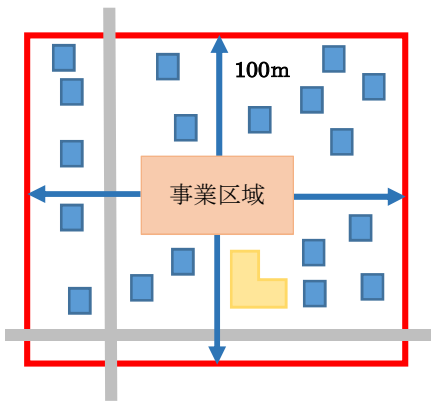
「みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例」（以下「条例」という。）第 10 条第 2 項に基づく近隣住民等説明会（以下「住民説明会」という。）の運用基準は以下のとおりです。

1. 適用時期 令和 2 年 10 月 1 日から適用します。
2. 対象事業 条例に基づき事前協議書を提出する事業
3. 住民説明会の運用基準

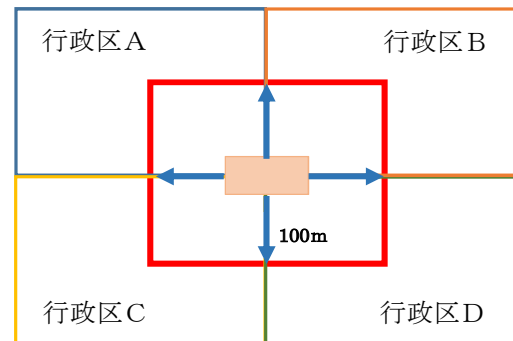
項 目	内 容
開催要件	原則として事業者が開催します。なお、住民説明会を開催する要件として、出席者割合は定めません。
開催場所	事業区域近くの近隣住民等が参集しやすい場所を確保して下さい。
開催頻度	2 回以上開催してください。ただし、近隣住民等から要望があった場合は、それ以上開催して下さい。
開催日時	該当行政区の区長と相談のうえ、近隣住民等が参集しやすい日時として下さい。
周知方法等	<p>(1) 対象者 近隣住民(事業区域の境界から 100 メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建築物を所有する者)</p> <p>周知方法 事業者が公図や土地建物登記簿謄本等を取得し、近隣住民を特定してください。その上で、住民説明会の日時や場所等について個別に通知して下さい。</p> <p>周知期間 住民説明会開催の 14 日前までに個別通知が近隣住民に到達するように送付して下さい。</p> <p>(2) 対象者 該当自治会に居住する者(事業区域の境界から 100 メートル以内の区域を含む自治会に居住する者)</p> <p>周知方法 事業者が該当行政区の区長と相談のうえ、回覧板等の方法により住民説明会の日時や場所等について通知して下さい。</p> <p>周知期間 住民説明会開催の 21 日前までに回覧を開始して下さい。</p>
費 用	住民説明会の開催に伴う費用は、すべて事業者の負担で実施して下さい。

《周知方法のイメージ》

(1) 「近隣住民」に対する周知



(2) 「該当自治会に居住する者」に対する周知



注 事業区域から 100メートルの範囲内に単一又は複数の行政区(例 図(2)行政区Aから行政区Dまでのいずれか)を含む場合は、該当行政区の区域内に居住する住民への周知も必要になります。

4. 住民説明会に係る取扱い

(1) 近隣住民等が説明会に出席できなかった場合の対応について

事業者は、説明会に出席できなかった近隣住民から求めがあった場合は、それらの者に対し、事業計画の案及び住民説明会の結果を知らせて下さい。

なお、事業区域に隣接して居住する者に対しては、求めの如何に関わらず個別に説明を行って下さい。

(2) 近隣住民等の中に反対者がいる場合又は理解が得られない場合の対応について

住民説明会の結果、近隣住民等から反対意見が出たときは、事業計画の案や周辺環境への影響について丁寧に説明を行い、可能な限り理解が得られるよう努めて下さい。この場合において、近隣住民等から要望があれば、再度、住民説明会を開催して下さい。その際は、市に協議状況報告書(様式第13号)を提出して下さい。

(3) その他の場合における対応について

事業者は、近隣住民等の意見や要望に対して誠意をもって対応しているにもかかわらず、近隣住民等から反対する明確な理由が示されない場合は、協議状況報告書(様式第13号)にその旨を記載し、市に提出して下さい。